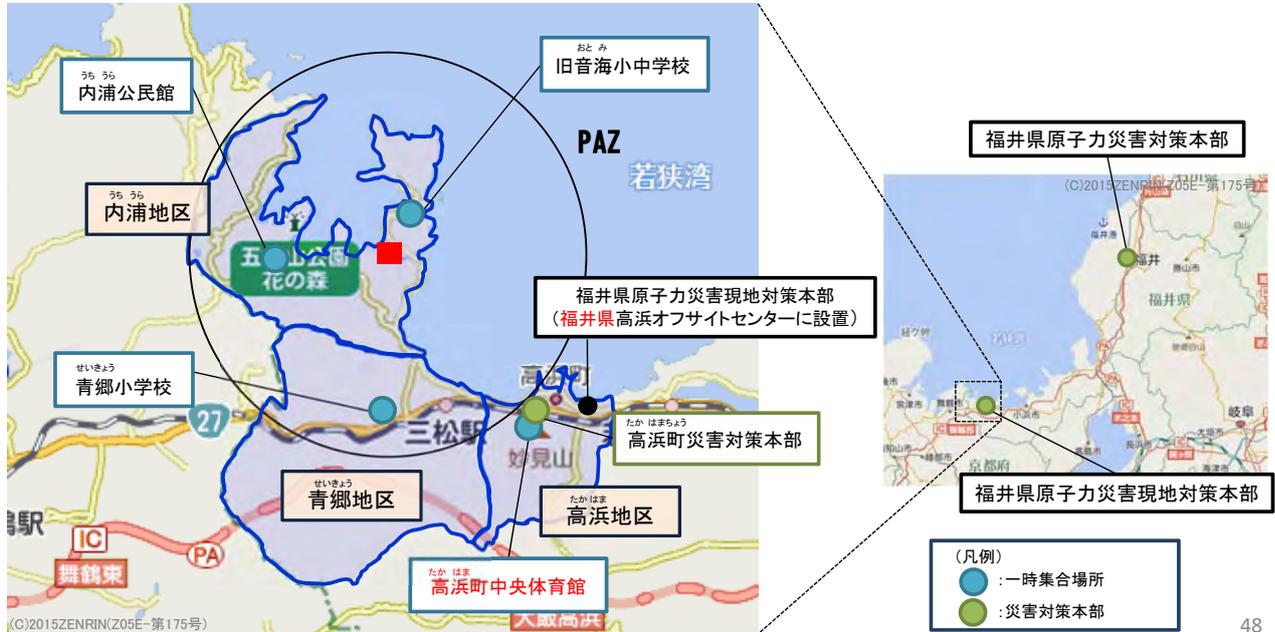


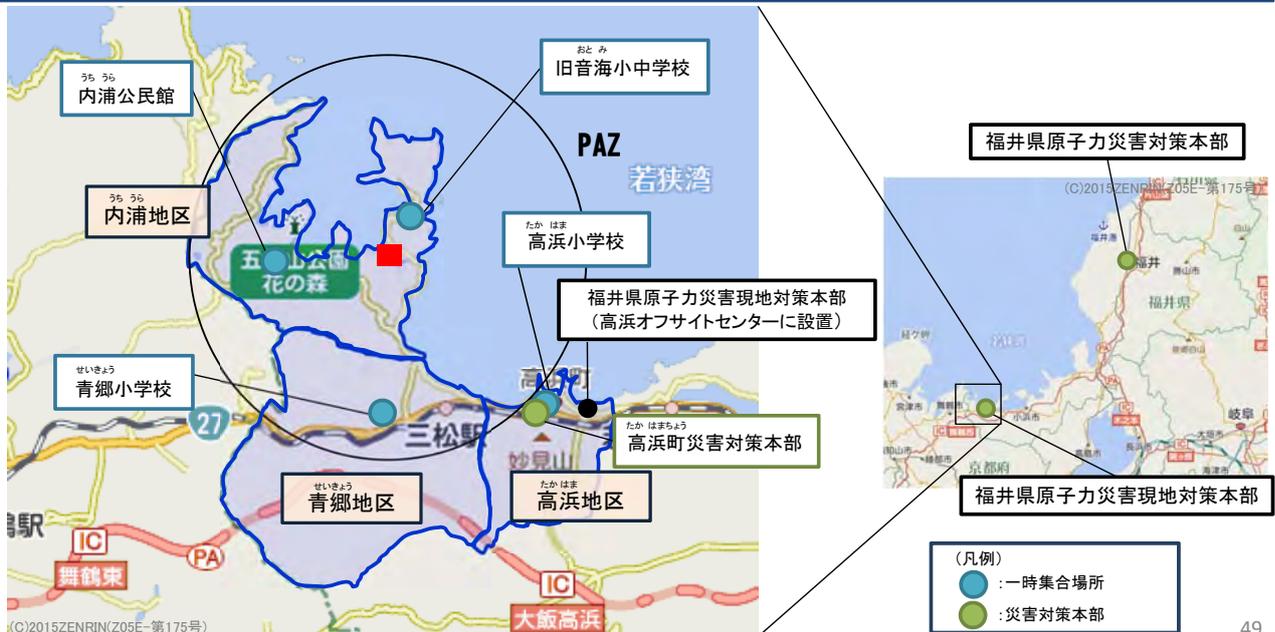
# 福井県及び高浜町における初動対応

- 福井県は、警戒事態が発生した段階で福井県庁に原子力災害警戒本部、福井県高浜オフサイトセンターに原子力災害現地警戒本部を設置。原子力災害警戒本部に67名、原子力災害現地警戒本部に24名が参集。事態の進展に応じ、応急対応に必要な人数を増員し、施設敷地緊急事態で福井県庁に原子力災害対策本部を設置。
- 高浜町は、警戒事態が発生した段階で高浜町役場に事故対策本部を設置し、町の全職員を参集。また、福井県高浜オフサイトセンターに事故連絡室を設置。施設敷地緊急事態で高浜町役場に災害対策本部を設置。
- 警戒事態が発生した段階で、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備のため、福井県及び高浜町は避難用車両等の手配を開始するとともに、PAZ内の住民が避難のため集合する一時集合場所を4ヶ所開設し、各々の集合場所に職員4名を派遣。また、高浜町は、避難車両乗車要員としてバス1台につき職員1名を派遣。
- 警戒事態において、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備要請があった場合、消防団によるPAZ内の施設敷地緊急事態要避難者への避難準備広報を行う。



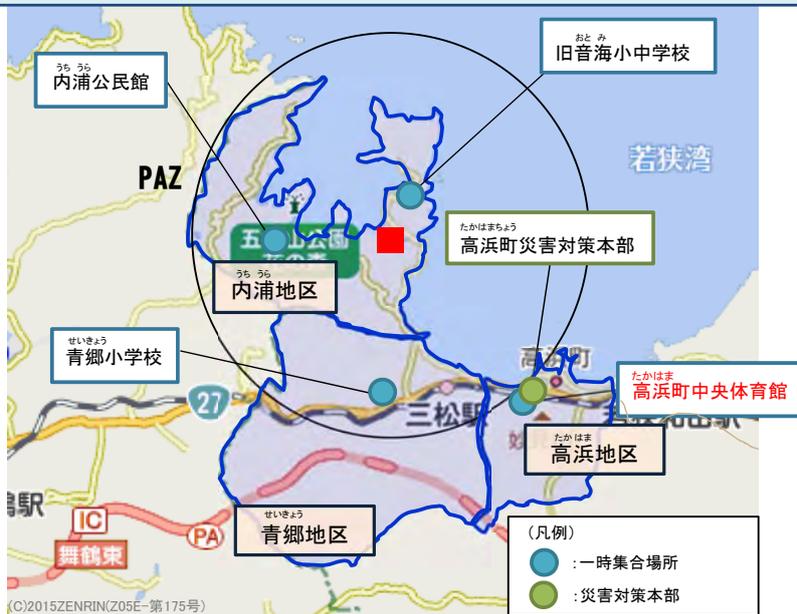
# 福井県及び高浜町における初動対応

- 福井県は、警戒事態が発生した段階で福井県庁に原子力災害警戒本部、高浜オフサイトセンターに原子力災害現地警戒本部を設置。原子力災害警戒本部に67名、原子力災害現地警戒本部に21名が参集。事態の進展に応じ、応急対応に必要な人数を増員し、施設敷地緊急事態で福井県庁に原子力災害対策本部を設置。
- 高浜町は、警戒事態が発生した段階で高浜町役場に事故対策本部を設置し、町の全職員を参集。また、高浜オフサイトセンターに事故連絡室を設置。施設敷地緊急事態で高浜町役場に災害対策本部を設置。
- 警戒事態が発生した段階で、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備のため、福井県及び高浜町は避難用車両等の手配を開始するとともに、PAZ内の住民が避難のため集合する一時集合場所を4ヶ所開設し、各々の集合場所に職員4名を派遣。また、高浜町は、避難車両乗車要員としてバス1台につき職員1名を派遣。
- 警戒事態になった場合、消防団によるPAZ内の施設敷地緊急事態要避難者への避難準備広報を行う。



# 高浜町における住民への情報伝達

- PAZ内避難の対象となる3地区内の一時集合場所を拠点に、地区単位のコミュニティを活用した情報伝達を実施。
- 一時集合場所へ派遣された町の職員は、防災行政無線の双方向通信機能や衛星携帯電話等により高浜町災害対策本部と情報を共有。高浜町災害対策本部は、入手した情報を防災行政無線(屋外拡声子局・戸別受信機)、緊急速報メールサービス及び広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。
- 消防団は、住民の避難の状況等を確認し、一時集合場所に派遣された高浜町の職員と避難者の状況や避難誘導体制等の情報を共有。
- 小・中学校、保育所、在宅の避難行動要支援者への情報伝達は高浜町災害対策本部等から実施。必要に応じ、自治会長等と協力し、情報伝達を行う。

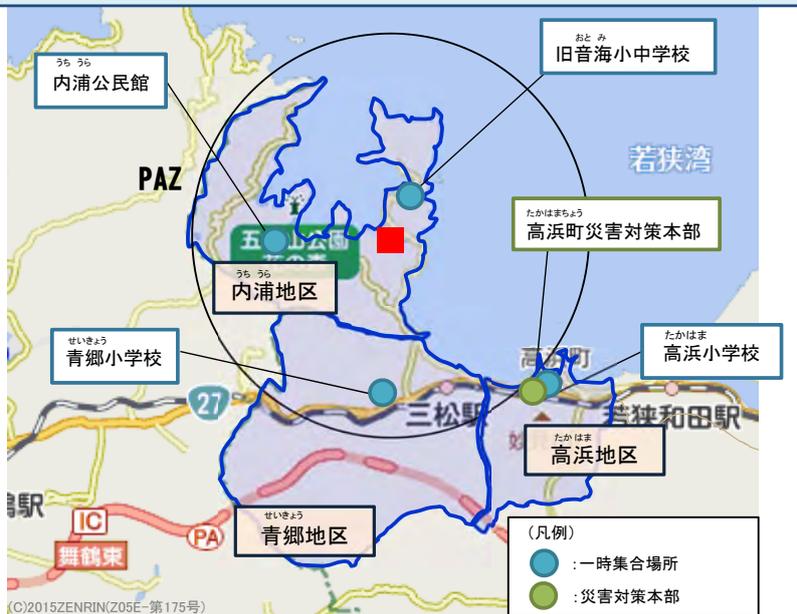


- 防災行政無線やケーブルテレビ放送、緊急速報メールサービス等を活用し、住民へ情報を伝達
- 戸別に受信可能な防災行政無線や音声告知放送を町内全戸に設置
- 小・中学校、保育所、在宅の避難行動要支援者への情報伝達は、高浜町災害対策本部が実施

- 高浜町災害対策本部・一時集合施設(一時集合場所)間の情報共有は、防災行政無線の双方向通信機能や衛星携帯電話等で実施

# 高浜町における住民への情報伝達

- PAZ内避難の対象となる3地区内の一時集合場所を拠点に、地区単位のコミュニティを活用した情報伝達を実施。
- 一時集合場所へ派遣された町の職員は、防災行政無線の双方向通信機能や衛星携帯電話等により高浜町災害対策本部と情報を共有。高浜町災害対策本部は、入手した情報を防災行政無線(屋外拡声子局・戸別受信機)、緊急速報メールサービス及び広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。
- 消防団は、住民の避難の状況等を確認し、一時集合場所に派遣された高浜町の職員と避難者の状況や避難誘導体制等の情報を共有。
- 小・中学校、保育所、在宅の避難行動要支援者への情報伝達は高浜町災害対策本部等から実施。必要に応じ、自治会長等と協力し、情報伝達を行う。

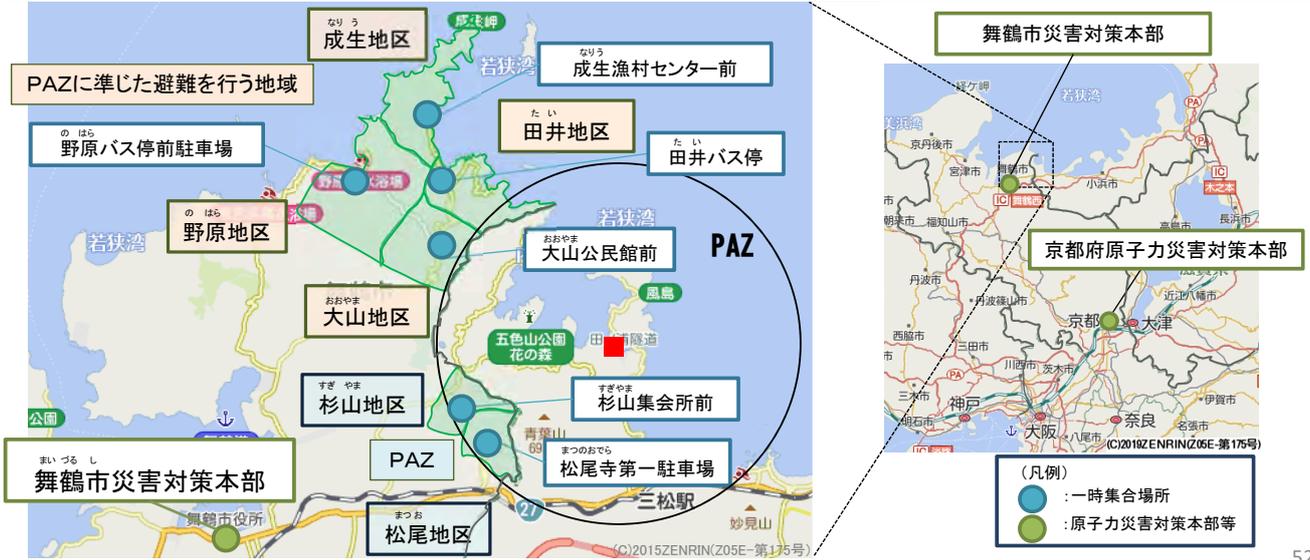


- 防災行政無線やケーブルテレビ放送、緊急速報メールサービス等を活用し、住民へ情報を伝達
- 戸別に受信可能な防災行政無線や音声告知放送を町内全戸に設置
- 小・中学校、保育所、在宅の避難行動要支援者への情報伝達は、高浜町災害対策本部が実施

- 高浜町災害対策本部・一時集合施設(一時集合場所)間の情報共有は、防災行政無線の双方向通信機能や衛星携帯電話等で実施

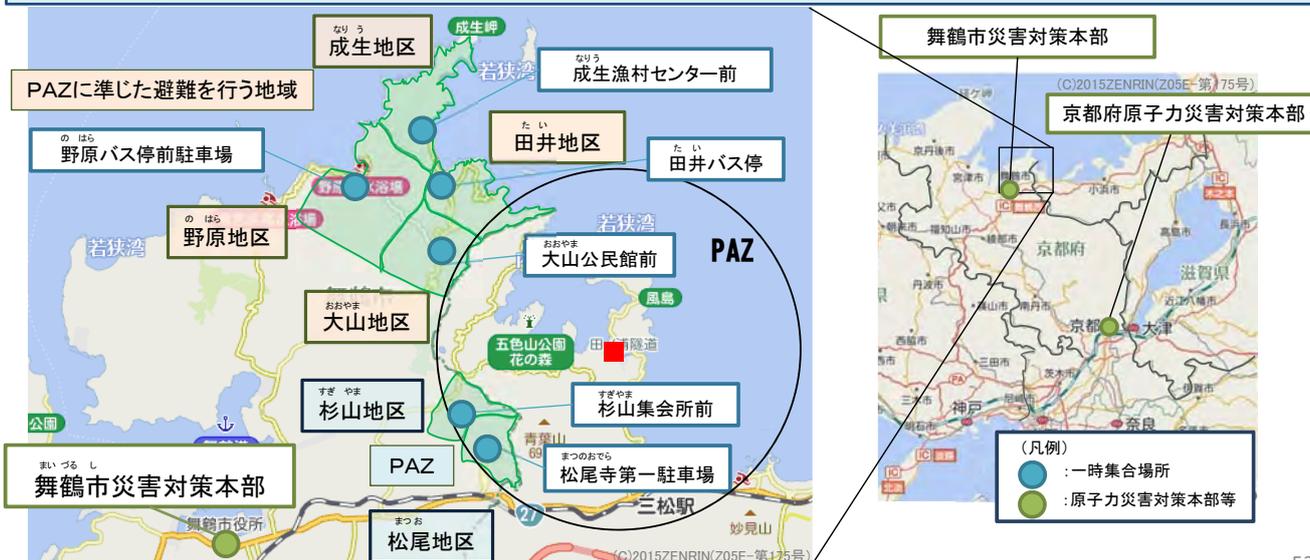
# 京都府及び舞鶴市における初動対応

- 京都府は、警戒事態が発生した段階で京都府庁に原子力災害警戒本部、府中丹広域振興局に原子力災害警戒支部を設置。原子力災害警戒本部に37名、原子力災害警戒支部に47名が参集。また、情報収集等のため、福井県高浜オフサイトセンターに連絡員を派遣。事態の進展に応じ、応急対応に必要な人数を増員し、施設敷地緊急事態で京都府庁に原子力災害対策本部を設置。
- 舞鶴市は、警戒事態になった段階で舞鶴市役所に災害警戒本部を設置し、市の全職員を参集。また、福井県高浜オフサイトセンターに現地災害対策本部を設置する。施設敷地緊急事態で市役所に災害対策本部を設置
- 警戒事態が発生した段階で、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備のため、京都府及び舞鶴市は避難用車両等の手配を開始するとともに、PAZ(松尾地区・杉山地区)及びPAZに準じた避難を行う地域(大山・田井・成生・野原地区)の住民が避難のため集合する一時集合場所を6ヶ所開設し、各々の集合場所に避難誘導職員2名を派遣。また、避難車両乗車要員としてバス1台につき職員1名を派遣。
- 警戒事態において、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備要請があった場合、消防団によるPAZ及びPAZに準じた避難を行う地域内の施設敷地緊急事態要避難者への避難準備広報を行う。



# 京都府及び舞鶴市における初動対応

- 京都府は、警戒事態が発生した段階で京都府庁に原子力災害警戒本部、府中丹広域振興局に原子力災害警戒支部を設置。原子力災害警戒本部に32名、原子力災害警戒支部に43名が参集。また、情報収集等のため、高浜オフサイトセンターに連絡員を派遣。事態の進展に応じ、応急対応に必要な人数を増員し、施設敷地緊急事態で京都府庁に原子力災害対策本部を設置。
- 舞鶴市は、警戒事態になった段階で舞鶴市役所に災害警戒本部を設置し、市の全職員を参集。また、高浜オフサイトセンターに現地災害対策本部を設置する。施設敷地緊急事態で市役所に災害対策本部を設置
- 警戒事態が発生した段階で、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備のため、京都府及び舞鶴市は避難用車両等の手配を開始するとともに、PAZ(松尾地区・杉山地区)及びPAZに準じた避難を行う地域(大山・田井・成生・野原地区)の住民が避難のため集合する一時集合場所を6ヶ所開設し、各々の集合場所に避難誘導職員2名を派遣。また、避難車両乗車要員としてバス1台につき職員1名を派遣。
- 警戒事態になった場合、消防団によるPAZ及びPAZに準じた避難を行う地域内の施設敷地緊急事態要避難者への避難準備広報を行う。



- PAZ内避難の対象となる6地区内の一時集合場所を拠点に、地区単位のコミュニティを活用した情報伝達を実施。
- 一時集合場所に派遣された市職員、消防職員・団員は、防災行政無線の双方向通信機能や衛星携帯電話等により、舞鶴市災害対策本部と情報を共有。舞鶴市災害対策本部は、入手した情報を防災行政無線（屋外拡声子局、戸別受信機）、緊急速報メールサービス及び広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。
- 消防職員・団員は、住民の避難の状況等を確認し、一時集合場所に派遣された舞鶴市の職員と避難者の状況や避難誘導体制等の情報を共有。
- 在宅の避難行動要支援者への情報伝達は舞鶴市災害対策本部から実施。必要に応じ、自治会長、民生児童委員、消防団等、地域の協力を得て情報伝達を行う。



- 防災行政無線や広報車、市ホームページ、緊急速報メールサービス等を活用し、住民へ情報を伝達
- 在宅の避難行動要支援者への情報伝達は、市災害対策本部が自治会長、民生児童委員、消防団等、地域の協力を得て実施

- 各地区に派遣された舞鶴市職員、消防職員・団員は、携帯電話や防災行政無線の双方向通信機能等を活用して、市災害対策本部と情報を共有

54

- PAZ内避難の対象となる6地区内の一時集合場所を拠点に、地区単位のコミュニティを活用した情報伝達を実施。
- 一時集合場所に派遣された市職員、消防職員・団員は、防災行政無線の双方向通信機能や衛星携帯電話等により、舞鶴市災害対策本部と情報を共有。舞鶴市災害対策本部は、入手した情報を防災行政無線（屋外拡声子局、戸別受信機）、緊急速報メールサービス及び広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。
- 消防職員・団員は、住民の避難の状況等を確認し、一時集合場所に派遣された舞鶴市の職員と避難者の状況や避難誘導体制等の情報を共有。
- 在宅の避難行動要支援者への情報伝達は舞鶴市災害対策本部から実施。必要に応じ、自治会長、民生児童委員、消防団等、地域の協力を得て情報伝達を行う。



- 防災行政無線や広報車、市ホームページ、緊急速報メールサービス等を活用し、住民へ情報を伝達
- 在宅の避難行動要支援者への情報伝達は、市災害対策本部が自治会長、民生児童委員、消防団等、地域の協力を得て実施

- 各地区に派遣された舞鶴市職員、消防職員・団員は、携帯電話や防災行政無線の双方向通信機能等を活用して、市災害対策本部と情報を共有

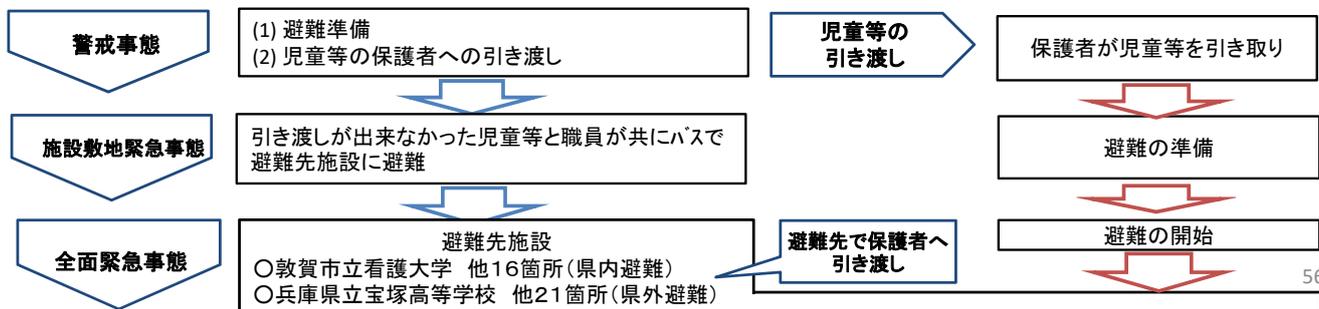
55

# 高浜町のPAZ内の学校・保育所の児童等の避難

- PAZ内の5つの小・中学校の児童・生徒(653人)及び3つの保育所の幼児(212人)は、警戒事態になった時点で保護者の迎え等について保護者あてに連絡(メール配信等)し、児童等の保護者への引き渡しを実施。
- 施設敷地緊急事態になった時点で、保護者への引き渡しができない児童等は、職員とともに福井県又は高浜町が確保するバスで避難し、避難先において保護者に引き渡す。
- 全ての学校・保育所において個別避難計画を策定済。

学校名	学校・保育所		合計
	児童等	職員	
内浦 <small>うちのほ</small> 小学校	23	9	32
内浦 <small>うちのほ</small> 中学校	12	7	19
青郷 <small>あおさと</small> 小学校	125	20	145
高浜 <small>たかばし</small> 小学校	211	24	235
高浜 <small>たかばし</small> 中学校	282	33	315
<b>小計</b>	<b>653</b>	<b>93</b>	<b>746</b>
内浦 <small>うちのほ</small> 保育所	9	4	13
青郷 <small>あおさと</small> 保育所	59	14	73
高浜 <small>たかばし</small> 保育所	144	34	178
<b>小計</b>	<b>212</b>	<b>52</b>	<b>264</b>
<b>合計</b>	<b>865</b>	<b>145</b>	<b>1,010</b>

※児童等の人数については、平成31年4月1日現在。

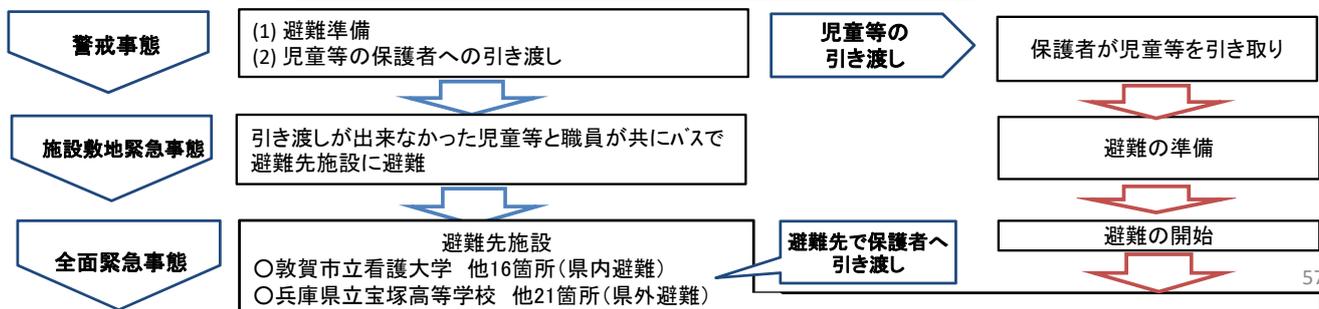


# 高浜町のPAZ内の学校・保育所の児童等の避難

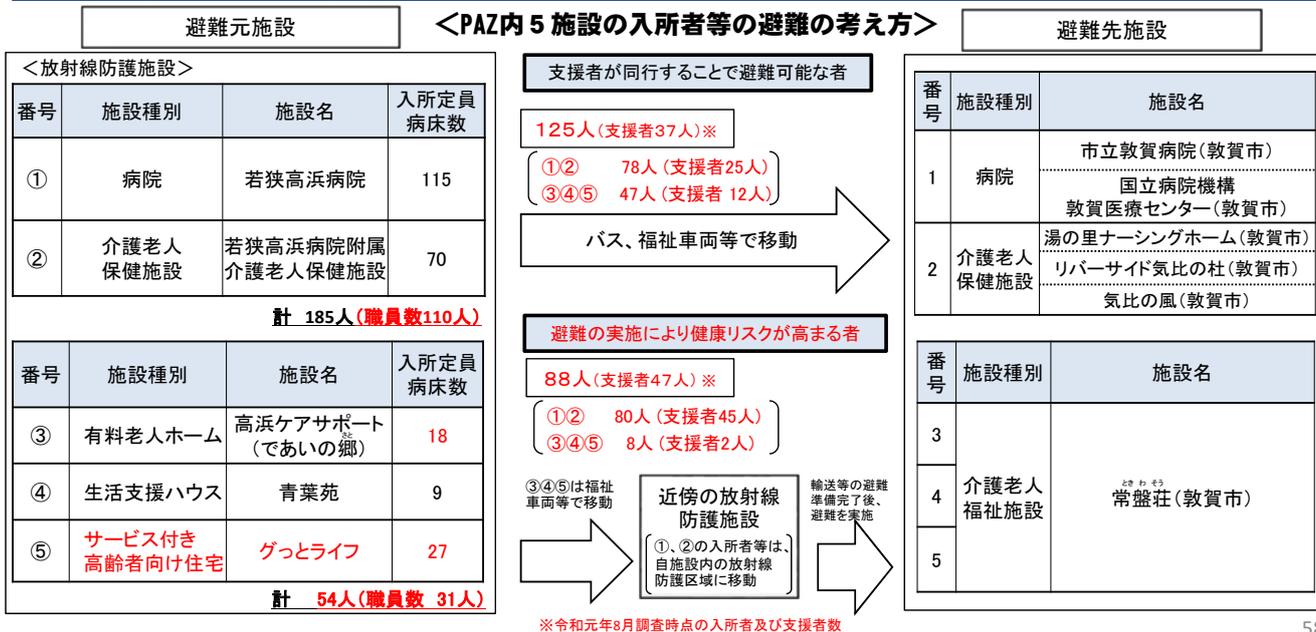
- PAZ内の5つの小・中学校の児童・生徒(720人)及び3つの保育所の幼児(241人)は、警戒事態になった時点で保護者の迎え等について保護者あてに連絡(メール配信等)し、児童等の保護者への引き渡しを実施。
- 施設敷地緊急事態になった時点で、保護者への引き渡しができない児童等は、職員とともに福井県又は高浜町が確保するバスで避難し、避難先において保護者に引き渡す。
- 全ての学校・保育所において個別避難計画を策定済。

学校名	学校・保育所		合計
	児童等	職員	
内浦 <small>うちのほ</small> 小学校	23	8	31
内浦 <small>うちのほ</small> 中学校	7	7	14
青郷 <small>あおさと</small> 小学校	153	20	173
高浜 <small>たかばし</small> 小学校	235	23	258
高浜 <small>たかばし</small> 中学校	302	32	334
<b>小計</b>	<b>720</b>	<b>90</b>	<b>810</b>
内浦 <small>うちのほ</small> 保育所	13	4	17
青郷 <small>あおさと</small> 保育所	67	16	83
高浜 <small>たかばし</small> 保育所	161	36	197
<b>小計</b>	<b>241</b>	<b>56</b>	<b>297</b>
<b>合計</b>	<b>961</b>	<b>146</b>	<b>1,107</b>

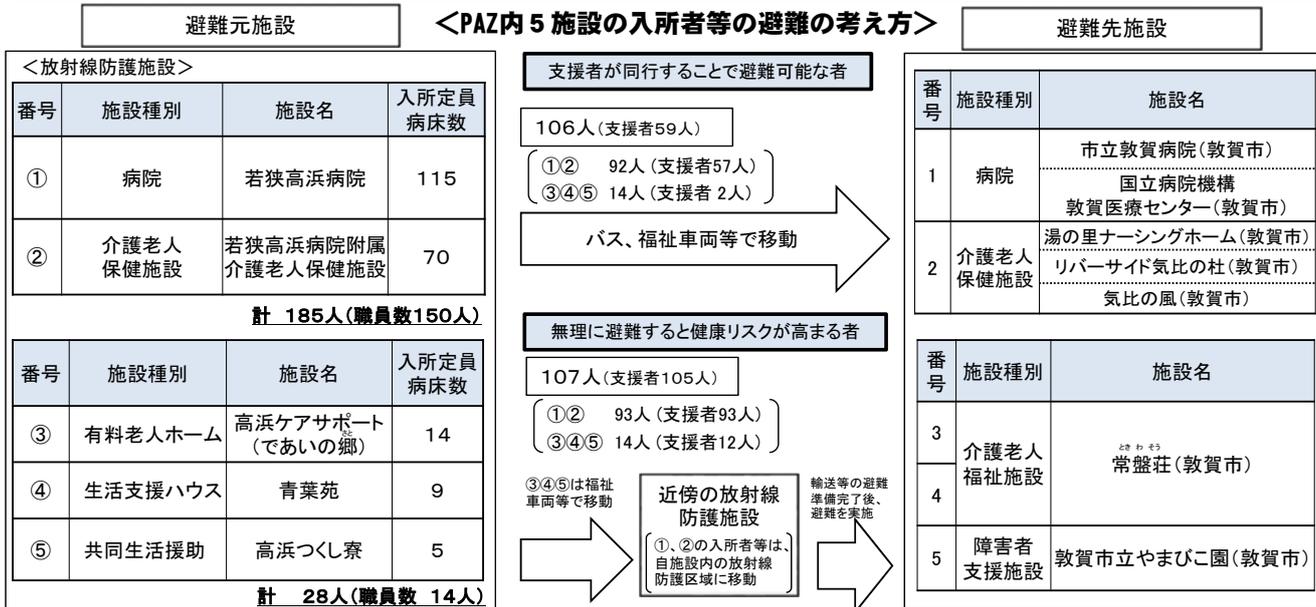
※児童等の人数については、平成29年4月1日現在。



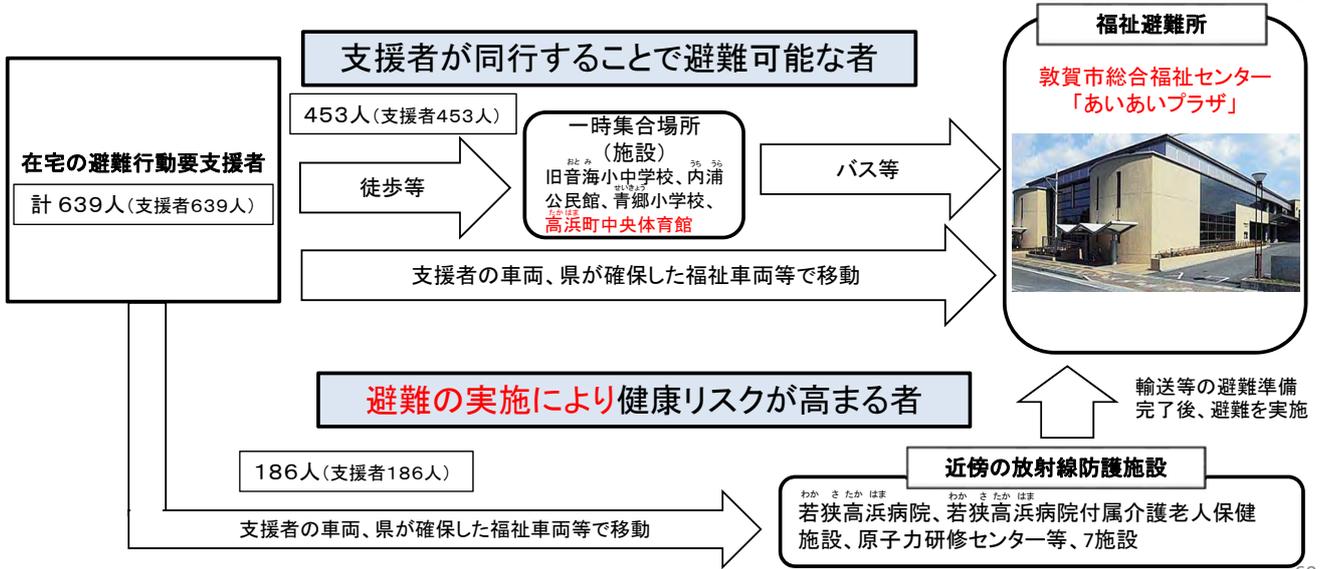
- PAZ内の医療機関及び社会福祉施設(5施設239人)の全てについて、個別避難計画を策定済みであり、30km圏外の施設において、避難先を確保。
- 放射線防護対策が講じられた若狭高浜病院及び若狭高浜病院附属介護老人保健施設については、入所者等の避難に必要な体制が整うまで自施設内の放射線防護対策区域に移動し、屋内退避を実施。受入施設の準備及び移動手段の確保が完了した時点で避難を開始。なお、**避難の実施により健康リスクが高まる者**は、引き続き放射線防護対策区域で屋内退避を実施。
- 高浜ケアサポート、青葉苑、**グッとライフ**の入所者については、受入施設の準備及び移動手段の確保が完了した時点で避難を開始。なお、**避難の実施により健康リスクが高まる者**がいる場合、近隣の放射線防護施設に収容。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、福井県が受入先を調整。



- PAZ内の医療機関及び社会福祉施設(5施設213人)の全てについて、個別避難計画を策定済みであり、30km圏外の施設において、避難先を確保。
- 放射線防護対策が講じられた若狭高浜病院及び若狭高浜病院附属介護老人保健施設については、入所者等の避難に必要な体制が整うまで自施設内の放射線防護対策区域に移動し、屋内退避を実施。受入施設の準備及び移動手段の確保が完了した時点で避難を開始。なお、無理に避難すると健康リスクが高まる者は、引き続き放射線防護対策区域で屋内退避を実施。
- 高浜ケアサポート、青葉苑、高浜つくし寮の入所者については、受入施設の準備及び移動手段の確保が完了した時点で避難を開始。なお、無理に避難すると健康リスクが高まる者がある場合、近隣の放射線防護施設に収容。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、福井県が受入先を調整。

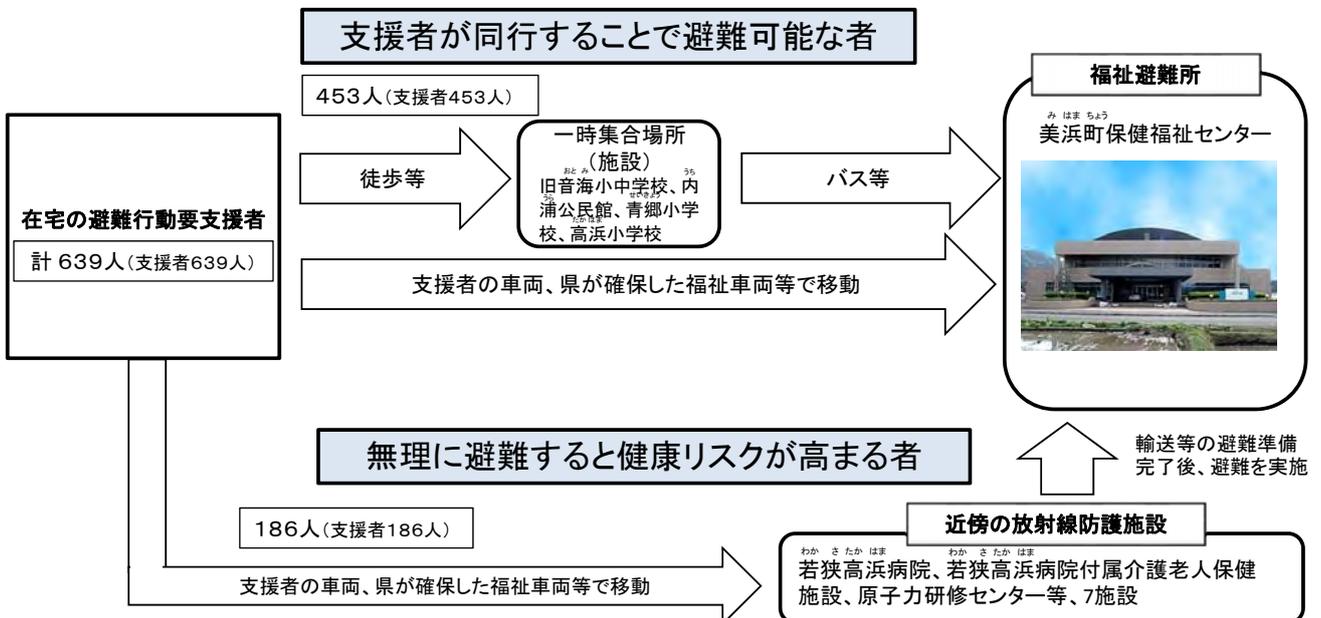


- 高浜町では、在宅の避難行動要支援者639人全ての者について、あらかじめ避難先を決めてあり、要支援者台帳を整理の上、家族、近隣住民等の協力を得て、避難時の支援者がいることを確認。緊急時に万が一、支援者が対応することができないような場合には、関係市町職員、自治会、消防職員・団員等の協力により対応。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者等の車両又はバス等で避難先へ移動。
- **避難の実施により健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は県が確保した福祉車両等で、近傍の放射線防護施設へ移動。輸送等の準備完了後、避難を実施。**
- **なお、避難行動要支援者のバス等による避難においては、身体的な負担を考慮し、避難中に休憩をとるなど健康に配慮した避難を行う。**



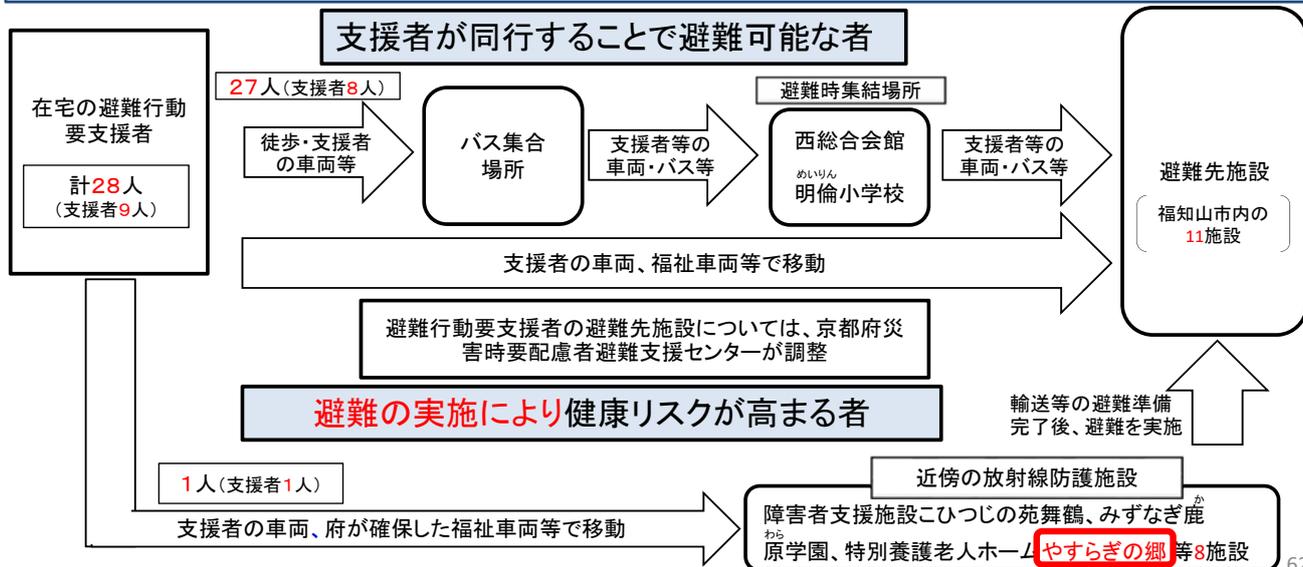
60

- 高浜町では、在宅の避難行動要支援者639人全ての者について、あらかじめ避難先を決めてあり、要支援者台帳を整理の上、家族、近隣住民等の協力を得て、避難時の支援者がいることを確認。緊急時に万が一、支援者が対応することができないような場合には、関係市町職員、自治会、消防職員・団員等の協力により対応。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者等の車両又はバス等で避難先へ移動。
- 無理に避難するとかえって健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は県が確保した福祉車両等で、近傍の放射線防護施設へ移動。



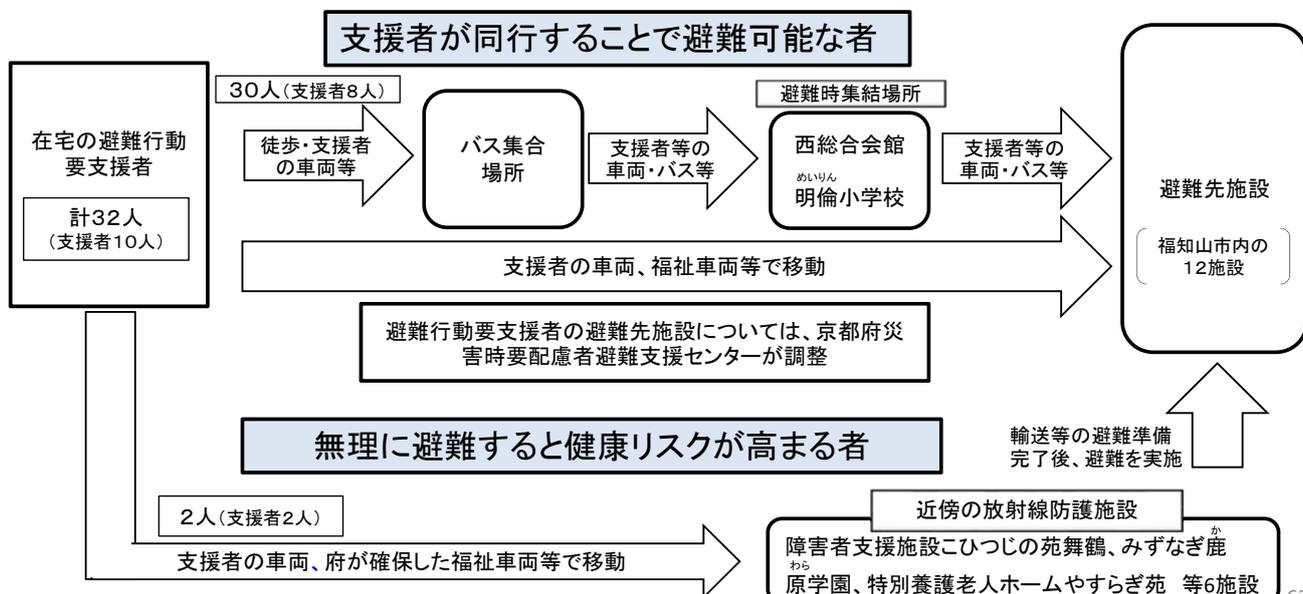
61

- 舞鶴市では、在宅の避難行動要支援者28人のうち9人は支援者がいることを確認。残る避難行動要支援者については、支援者の確保に向け調整中。また、支援者を確保できない場合においても、行政職員、自治会、消防職・団員等の協力により避難等ができる体制を整備。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者等の車両又はバス等で避難先へ移動。
- 避難行動要支援者の避難先については、「京都府災害時要配慮者避難支援センター」が舞鶴市と連携の上、避難行動要支援者の態様に応じて府内の施設を調整・確保。
- **避難の実施により健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は府が確保した福祉車両等で、近隣の放射線防護施設へ移動。輸送等の準備完了後、の避難を実施。**
- **なお、避難行動要支援者のバス等による避難においては、身体的な負担を考慮し、避難中に休憩をとるなど健康に配慮した避難を行う。**



62

- 舞鶴市では、在宅の避難行動要支援者32人のうち10人は支援者がいることを確認。残る避難行動要支援者については、支援者の確保に向け調整中。また、支援者を確保できない場合においても、行政職員、自治会、消防職・団員等の協力により避難等ができる体制を整備。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者等の車両又はバス等で避難先へ移動。
- 避難行動要支援者の避難先については、「京都府災害時要配慮者避難支援センター」が舞鶴市と連携の上、避難行動要支援者の態様に応じて府内の施設を調整・確保。
- 無理に避難するとかえって健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は府が確保した福祉車両等で、近隣の放射線防護施設へ移動。

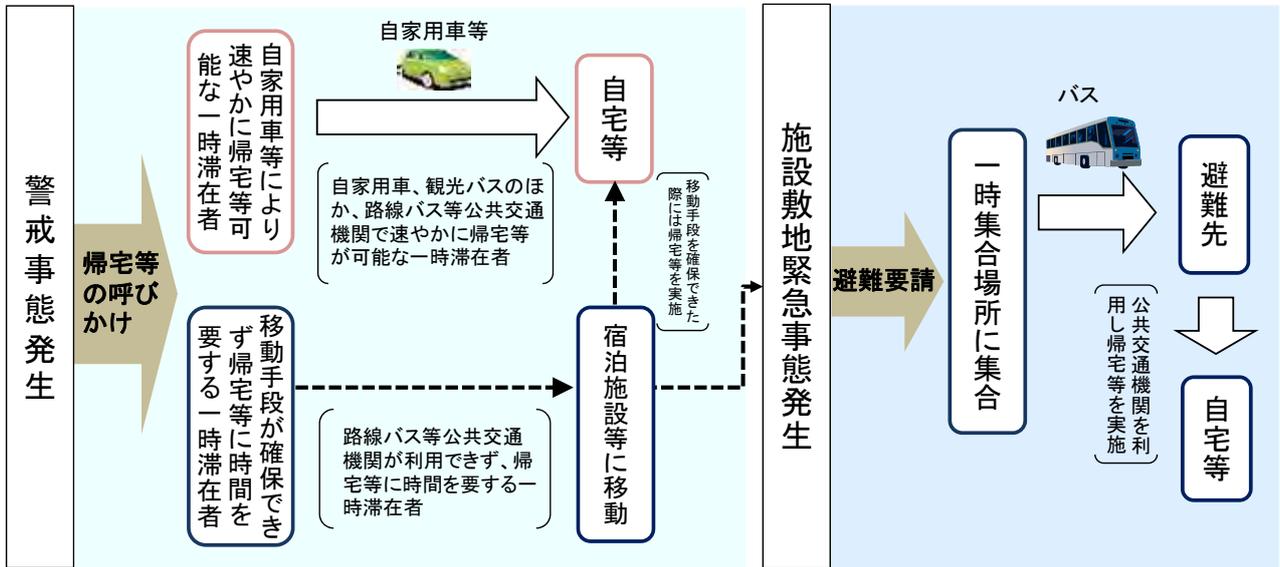


63

# PAZ内の観光客等一時滞在者の避難等

- 関係府県及び関係市町は観光客等一時滞在者に対し、警戒事態において、帰宅等呼びかける。
- 自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態の段階で、自家用車等にて帰宅等を開始。
- 路線バス等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、宿泊施設等に移動し、施設敷地緊急事態の段階で避難を実施。避難の際には、徒歩等により一時集合場所に集まり、福井県や関係市町が確保した車両により避難を実施。

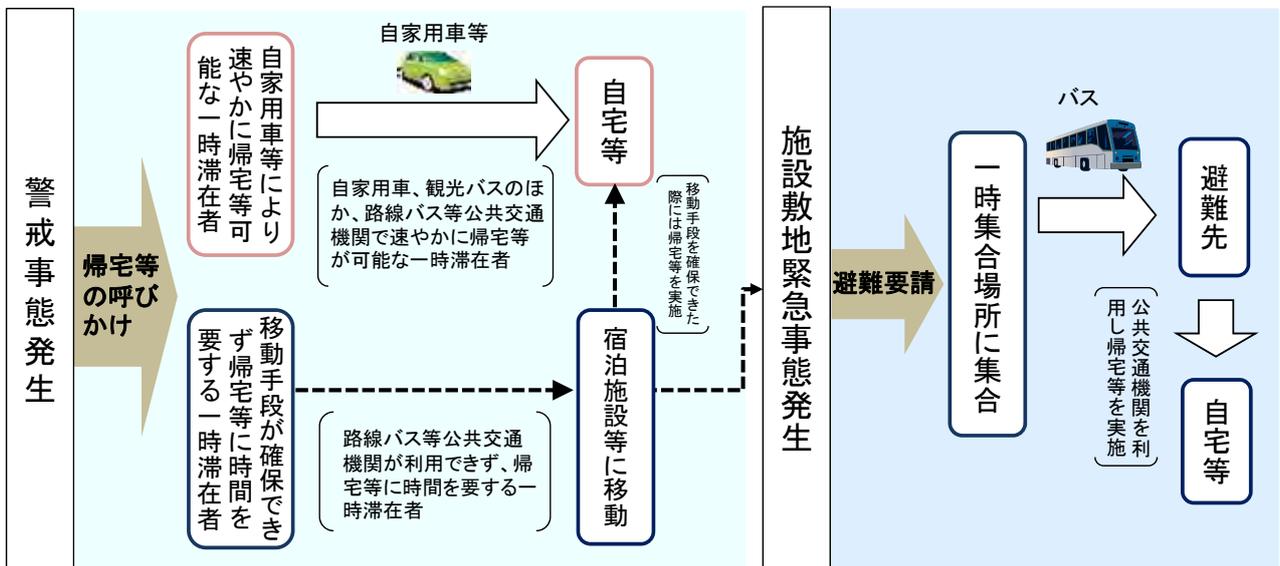
## ＜観光客等一時滞在者の避難の流れ＞



# PAZ内の観光客等一時滞在者の避難等

- 関係府県及び関係市町は観光客等一時滞在者に対し、警戒事態において、帰宅等呼びかける。
- 自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態の段階で、自家用車等にて帰宅等を開始。
- 路線バス等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、宿泊施設等に移動し、施設敷地緊急事態の段階で避難を実施。避難の際には、徒歩等により一時集合場所に集まり、福井県や関係市町が確保した車両により避難を実施。

## ＜観光客等一時滞在者の避難の流れ＞



# PAZ内の観光客及び民間企業の従業員の数

➤ PAZ内の観光施設における日間入場見込み人数は約**810人**程度、民間企業(従業員30人以上)は**9社(約513人)**存在。※  
※高浜発電所関連企業を除く

## <PAZ内の観光施設の状況>

地区名		施設	入場見込人数(人)
福井県 高浜町	高浜地区	城山公園	260
	内浦地区	五色山公園	100
	青郷地区	青葉山ハーバルビレッジ	150
			計 510人
京都府 舞鶴市	松尾地区	松尾寺	300

- ※1 ※1 福井県については入場ピーク時(8月)の入場者数を基に算定  
※2 ※2 京都府については平成30年の年間実績を基に算定  
※3 ※3 入場者の9割以上が自家用車を利用

[合計] 810人

## <PAZ内の民間企業(従業員30名以上)の状況>

地区	民間企業	従業員数(人)
高浜地区	飲食料品小売業(3社)	111
	家具・装備品製造業(1社)	78
	医療業(1社)	137
	社会保険・社会福祉・介護事業(1社)	62
合計		388

地区	民間企業	従業員数(人)
青郷地区	総合工事業(1社)	50
	家具・装備品製造業(2社)	75
合計		125

[合計] 9社 約513人

- ※ 民間企業の従業員については、通勤に使用する自家用車、バスで避難  
※ 高浜町内浦地区及び舞鶴市には、発電所関連企業を除き、従業員30人以上の規模の事業所なし  
※ 出典:平成28年経済センサス

# PAZ内の観光客及び民間企業の従業員の数

➤ PAZ内の観光施設における日間入場見込み人数は約**700人**程度、民間企業(従業員30人以上)は**9社(約480人)**存在。※  
※高浜発電所関連企業を除く

## <PAZ内の観光施設の状況>

地区名		施設	入場見込人数(人)
福井県 高浜町	高浜地区	城山公園	500
	内浦地区	五色山公園	100
京都府 舞鶴市	松尾地区	松尾寺	100

- ※1 ※1 福井県については入場ピーク時(8月)の入場者数を基に算定  
※2 ※2 京都府については平成28年の年間実績を基に算定  
※3 ※3 入場者の9割以上が自家用車を利用

[合計] 700人

## <PAZ内の民間企業(従業員30名以上)の状況>

地区	民間企業	従業員数(人)
高浜地区	飲食料品小売業(2社)	115
	家具・装備品製造業(1社)	69
	医療業(1社)	127
	社会保険・社会福祉・介護事業(1社)	52
合計		363

地区	民間企業	従業員数(人)
青郷地区	総合工事業(1社)	42
	家具・装備品製造業(2社)	42
	よう業・土石製造業(1社)	30
合計		114

合計:9社 約480人

- ※ 民間企業の従業員については、通勤に使用する自家用車、バスで避難  
※ 高浜町内浦地区及び舞鶴市には、発電所関連企業を除き、従業員30人以上の規模の事業所なし  
※ 出典:平成26年経済センサス